

## 議案第 4 号 北海道未来人財応援基金条例案

### 北海道未来人財応援基金条例

#### (設置)

第1条 北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、北海道未来人財応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

#### (基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

#### (現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

#### (知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金として、北海道未来人財応援基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 5 号 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

## 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第10条第11項中「規定は、」の次に「第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第6項又は第7項」に改める。

第10条の5中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した北海道職員等の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものに

つき、この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第4項又は第5項の勤続期間を計算する場合における北海道職員等の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にとっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にとっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合には、零）」とする。

3 新条例第10条第10項（第6号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第10項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第11項において準用する同条第10項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受

けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 説 明

雇用保険法の改正により65歳以上の者への雇用保険の適用拡大等が行われたことに伴い、職員の退職手当について必要な措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 6 号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の4の項中「美幌町」の次に「、鹿追町」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の4の項の左欄に掲げる事務に係る消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、同日以後においては鹿追町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、鹿追町長のした処分その他の行為又は鹿追町長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

### 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、消費生活用製品安全法に基づく事務の一部を鹿追町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 7 号 北海道病院事業条例の一部を改正する条例案

### 北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第18条とする。

第12条の見出しを「(業務状況の報告)」に改め、同条第1項中「知事」を「管理者」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第2項第3号中「知事」を「管理者」に改め、同条を第17条とし、第11条を第16条とする。

第10条中「規定する」を「おいて読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の」に改め、同条を第15条とし、第9条を第14条とし、第8条を第13条とする。

第7条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「知事」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第5条ただし書中「知事」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

第4条第2項中「以下」を「以下この項において」に改め、同条第3項及び第6項中「知事」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第3条中「以下同じ。）、」を「次条第4項において同じ。）、」に、「以下同じ。）又は」を「次条第5項において同じ。）又は」に改め、同条を第8条とし、第2条の2を第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

（管理者）

第5条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、北海道病院事業管理者とする。

（組織）

第6条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、北海道道立病院局を置く。

（北海道病院事業推進委員会）

第7条 前条に定めるもののほか、病院事業の推進を図るため、北海道病院事業推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。
- (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 管理者の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

- (1) 医療に関する知見を有する者
- (2) 企業の経営に関する知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定により、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成29年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(北海道病院事業推進委員会条例の廃止)

- 2 北海道病院事業推進委員会条例（平成28年北海道条例第11号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道病院事業推進委員会条例（次項において「廃止条例」という。）第1条の規定により置かれている北海道病院事業推進委員会（次項において「旧委員会」という。）は、この条例による改正後の北海道病院事業条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定により置かれた北海道病院事業推進委員会（次項において「新委員会」という。）とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に廃止条例第4条第1項の規定により旧委員会の委員又は特別委員に任命されている者は、改正後の条例第7条第4項の規定により新委員会の委員又は特別委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。
- 5 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道病院事業条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、改正後の条例の相当規定に基づいて病院事業の管理者がした処分その他の行為とみなす。

## 説 明

道の経営する病院事業において、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、より自律的な経営が可能となるよう、地方公営企業法の全ての規定を適用することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 8 号 北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部を改正する条例案

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例（平成20年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例

第1条中「公的医療機関（）」を「公的医療機関等（）」に、「をいう。以下」を「その他の医療機関をいう。次条において」に改め、「又は研修」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（貸付けの対象）

第2条 道は、道内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学部に在学中の地域枠学生（卒業した後医師として道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上指定公的医療機関等（道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等として知事が指定したものをいう。第7条第1項及び第8条第2号において同じ。）に勤務することを誓約した学生であって、知事が定めるものをいう。）に対し、大学における修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける。

（貸付けの条件）

第3条 修学資金の貸付期間は、6年以内とする。

2 修学資金の貸付金額は、大学の入学料及び授業料に相当する額並びに月額12万円とする。

3 修学資金は、無利子とする。

第4条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第5条第2項中「大学修学資金」を「修学資金」に改める。

第6条第1項第1号中「大学修学資金又は大学院修学資金（次項及び第10条第1号においてこれらを「修学資金」という。）」を「修学資金」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同項第2号を削り、同

項第3号中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「大学修学資金の」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が留年（進級又は卒業に必要な単位を修得できず、同じ学年にとどまることをいう。以下この条において同じ。）をしたときは、当該留年の期間の分の修学資金の貸付けを停止するものとする。

第6条第4項中「修学資金等」を「修学資金」に、「臨床研修等を休止した」を「留年をした」に、「第3条第1項各号」を「第3条第1項」に改める。

第7条第1項中「修学資金等の返還」を「修学資金の返還」に改め、同項第1号中「大学修学資金」を「修学資金」に、「から臨床研修」を「から道内で臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。以下この号及び次条第2号イからオまでにおいて同じ。））」に、「指定公的医療機関に引き続き」を「指定公的医療機関等に引き続き」に、「3年」を「2年」に、「4年」を「5年」に、「に、医師として指定公的医療機関に2年以上」を「、医師として道内の医療機関に勤務し、かつ、当該勤務期間のうち3年以上指定公的医療機関等に」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「修学資金等」を「修学資金」に、「前2号」を「前号」に、「指定公的医療機関」を「指定公的医療機関等その他の道内の医療機関」に、「以下「公的医療機関勤務期間」を「次項及び第3項において「道内医療機関勤務期間」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「修学資金等」を「修学資金」に、「医師として指定公的医療機関に勤務した場合」を「道内医療機関勤務期間中」に改め、後段を削り、同条第3項中「公的医療機関勤務期間」を「道内医療機関勤務期間」に改める。

第8条中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条第2号中「大学修学資金」を「修学資金」に、「カまで」を「クまで」に改め、「該当するとき」の次に「（前条第1項第2号に該当するときを除く。）」を加え、同号イ及びウ中「から」の次に「道内で」を加え、同号エ中「臨床研修」を「道内で臨床研修」に、「指定公的医療機関」を「指定公的医療機関等」に改め、同号オ中「臨床研修」を「道内で臨床研修」に、「指定公的医療機関」を「指定公的医療機関等」に、「3年」を「2年」に改め、「（前条第1項第3号に該当するときを除く。）」を

削り、同号カ中「3年」を「2年」に、「の初日から同日から起算して4年を経過する日までの間において、」を「から」に、「指定公的医療機関に2年以上」を「道内の医療機関に引き続き」に改め、「(前条第1項第3号に該当するときを除く。)」を削り、同号に次のように加え、同条第3号を削る。

キ 前条第1項第1号に規定する引き続く勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務した場合において、当該引き続く勤務期間が5年に達しなかったとき。

ク 前条第1項第1号に規定する引き続く勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務し、当該引き続く勤務期間が5年に達した場合において、当該5年のうち3年以上指定公的医療機関等に勤務しなかったとき。

第9条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に、「)までの期間」を「又は当該貸付けの決定の取消し前において貸付期間の満了の日とされていた日のいずれか早い日)までの期間(第6条第2項又は第3項の規定により貸付けを停止した期間を除く。)」に改め、同条第2項中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第10条中「修学資金等の返還」を「修学資金の返還」に改め、同条第1号中「又は当該大学の大学院」を削り、同条第2号中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第11条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

附則第1項の見出し及び附則第2項から第4項までを削る。

附則第5項の見出しを削り、同項を附則第2項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に貸付けの決定を受けた者に係る修学資金等(この条例による改正前の北海道医師養成確保修学資金等貸付条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項に規定する修学資金等をいう。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に貸付けの決定を受けた者に係る大学修学資金（改正前の条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。）については、当該貸付けの決定を受けた者から申出があった場合は、修学資金（この条例による改正後の北海道医師養成確保修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する修学資金をいう。）とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

## 説 明

新たな専門医制度が開始されること等に鑑み、道内の医師が不足する地域の公的医療機関に将来医師として勤務しようとする者に対し貸し付ける修学資金に係る返還の免除の要件等を改正することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 9 号 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の4の項を削り、2の5の項を2の4の項とし、同表の3の項中「別表第3」を「次表」に改め、同表の3の2の項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

別表第4中「遠軽町」を「遠軽町 湧別町」に改め、同表を別表第3とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の2の項の左欄に掲げる事務に係る電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、同日以後においては湧別町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、湧別町長のした処分その他の行為又は湧別町長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

### 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、電気用品安全法に基づく事務の一部を湧別町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 10 号 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「鹿部町」の次に「、今金町」を加え、同表の8の項中「喜茂別町」の次に「、共和町」を加え、同表の9の項中「せたな町」を「今金町、せたな町」に改める。

別表第2中「登別市」を「富良野市 登別市」に、「七飯町 鹿部町」を「鹿部町」に、「奥尻町」を「奥尻町 今金町」に改める。

別表第3中「深川市」を「深川市 富良野市」に、「訓子府町」を「訓子府町 置戸町」に改める。

別表第4中「七飯町 鹿部町」を「鹿部町」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「七飯町 鹿部町」を「鹿部町」に改める部分及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の項、6の項、8の項及び9の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

## 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、農地法等に基づく事務の一部を市町

が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 11 号 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案

## 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（遊泳の制限）

第6条 何人も、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めて知事が指定する区域においては、遊泳（潜水を含む。以下この項及び第20条において同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者が、同法第6条第1項に規定する漁業権又は同法第7条に規定する入漁権に基づく漁業（次号において単に「漁業」という。）を営むために遊泳をする場合
- (2) 漁業法第2条第2項に規定する漁業従事者が、漁業に従事するために遊泳をする場合
- (3) 漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳をする場合
- (4) 法第39条第1項の許可又は第13条第1項の許可を受けた者が、当該許可に基づき遊泳をする場合
- (5) 国、道若しくは市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）若しくは道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が、あらかじめ知事に届け出て、遊泳をする場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

2 知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条の前の見出しを削り、同条を第21条とし、第19条の次に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

第20条 第6条第1項の規定に違反して遊泳をした者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による公示は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例第6条第1項第5号の規定による届出又は同項第6号の規定による許可の申請をしようとする者は、施行日前においても、当該届出又は許可の申請をすることができる。
- 4 知事は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、当該許可をすることができる。

説 明

近年の漁港を取り巻く状況の変化に鑑み、漁港の区域内における利用秩序の維持を図るために遊泳を規制することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 12 号 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第7項中「、その者が退職の際勤務していた北海道企業局の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第9項中「第6項又は前項」を「前3項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第9項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職した職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正後の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第59条第1項各号のいずれかに該当する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第9項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職した職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

### 説 明

雇用保険法の改正により65歳以上の者への雇用保険の適用拡大等が行われたことに伴い、北海道企業職員の退職手当について必要な措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 13 号 道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 北海道行政財産使用料条例(昭和39年北海道条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「普通自動車」を「準中型自動車及び普通自動車」に改める。

(北海道公安委員会手数料条例の一部改正)

第2条 北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の54の項のA中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項のA(ウ)中「7,400円」を「7,050円」に改め、同表の54の2の項のA中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表の55の項の第3欄中ウをエとし、イをウとし、同欄A中「道路交通法第100条の2第2項」を「同項」に改め、同欄中アをイとし、同欄にアとして次のように加える。

ア 準中型自動車免許に係る再試験の実施 2,000円(道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円)
--

別表第1の61の項のA中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表の63の項の

ア中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表の65の項のエ(ア)中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「4,650円」を「4,100円」に改め、同項のエ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき3,400円
--

別表第1の65の項のサ(ア)中「講習 5,600円（当該講習が）」を「講習（」に、「又は第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項又は第101条の7第4項」に、「である場合にあっては、5,200円）」を「を除く。） 4,650円」に改め、同項のサ(イ)中「講習 2,250円」を「講習（同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 2,000円」に改め、同項のサ中(イ)を(エ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 4,650円（当該認知機能
---

検査の結果が同令第39条に規定する基準に該当するものにあつては、  
7,550円)

- (ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 5,650円

別表第1の65の項のサに次のように加える。

- (オ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 2,000円（当該認知機能検査の結果が同令第39条に規定する基準に該当するものにあつては、4,300円)

- (カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第101条の

7 第 4 項の規定により認  
知機能検査の結果に基づ  
いて行うものに限る。)

2,400円

別表第 1 の 65 の項のシ中「同項第 13 号」を「同法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号」に、「同規則」を「同令」に改め、同表の 66 の項の第 3 欄中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同欄にアとして次のように加える。

ア 準中型自動車免許に係る  
講習 講習 1 時間につき

2,150円

別表第 2 の 1 の事項の表 1 の項から 6 の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表備考 2 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、別表第 2 の 2 の事項の表 1 の項から 6 の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考 1 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表備考 2 中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 258 号）附則第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（同項に規定する限定が解除された者を除く。）に対する第 2 条の規定による改正後の北海道公安委員会手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定の適用については、同表の

55の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表の66の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の条例別表第1の65の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 説 明

道路交通法の改正に鑑み、運転免許試験場のコースで準中型自動車を使用する場合の行政財産の使用許可に係る使用料等について定めるとともに、運転免許試験手数料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 14 号 北海道警察組織条例の一部を改正する条例案

### 北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3 札幌方面岩見沢警察署の項管轄区域の欄中「岩見沢市」の次に「、三笠市」を加え、同表札幌方面栗山警察署の項を次のように改める。

同 栗山警察署	夕張郡栗山町	夕張市 夕張郡由仁町、長沼町、栗山町 空知郡南幌町
------------	--------	---------------------------------

別表第3 札幌方面夕張警察署の項、札幌方面三笠警察署の項及び札幌方面砂川警察署の項を削り、同表札幌方面滝川警察署の項を次のように改める。

同 滝川警察署	滝川市	滝川市、砂川市 樺戸郡新十津川町、浦臼町 空知郡上砂川町、奈井江町
------------	-----	---

別表第3 旭川方面名寄警察署の項を次のように改める。

同 名寄警察署	名寄市	名寄市 上川郡下川町 中川郡美深町、音威子府村、中川町
------------	-----	-----------------------------------

別表第3 旭川方面美深警察署の項を削り、同表旭川方面深川警察署の項中「雨竜町」の次に「、沼田町、北竜町」を加え、同表旭川方面沼田警察署の項を削る。

### 附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

- (2) 別表第3 札幌方面夕張警察署の項、札幌方面三笠警察署の項及び札幌方面砂川警察署の項を削る改正規定（同表札幌方面砂川警察署の項に係る部分に限る。）、同表札幌方面滝川警察署の項及び旭川方面名寄警察署の項の改正規定並びに同表旭川方面美深警察署の項を削る改正規定 公安委員会規則で定める日
- 2 前項第2号の公安委員会規則で定める日については、平成28年2月に策定した警察署の再編整備に係る計画に基づき定めるものとする。

## 説 明

警察署の機能強化を図るよう、10警察署を5警察署とする再編整備を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 15 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

## 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の155」に、「100分の162.5」を「100分の170」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、平成28年6月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。

### 説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する平成28年11月9日付け答申等に鑑

み、知事等の期末手当を増額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 16 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「41万3,300円」を「41万3,800円」に改め、同項第2号中「5万500円」を「5万600円」に改め、同項第3号中「4万6,400円」を「4万6,500円」に改める。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族である配偶者」という。）については1万3,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき6,900円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）とする。

第9条第4項中「以下」の次に「この項及び次条第3項において」を加える。

第10条第1項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族である子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項後段を

次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第19条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第33項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900

## 給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
361,000	409,800	449,400	509,300	
363,000	411,600	450,800	510,800	
364,900	413,500	452,300	512,300	
366,900	415,300	453,700	513,400	
368,800	416,800	455,000	514,500	
370,800	418,300	456,300	515,700	
372,800	419,900	457,500	516,900	
374,300	421,500	458,500	517,900	
376,100	422,800	459,200	518,800	
377,900	424,100	460,000	519,700	
379,500	425,300	460,700	520,600	
381,300	426,500	461,400	521,400	
382,700	427,800	462,200	522,300	
384,200	429,100	462,900	523,000	
385,800	430,300	463,500	523,500	

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100
再任	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800
用職	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200
員以	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900
外の	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500
職員	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700

387, 200	431, 500	464, 000	524, 200
388, 400	432, 300	464, 600	524, 800
389, 600	433, 100	465, 200	525, 600
390, 700	433, 900	465, 800	526, 200
391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
393, 000	435, 200	466, 800	527, 300
394, 200	435, 900	467, 200	528, 100
395, 300	436, 600	467, 500	528, 700
396, 000	437, 400	467, 800	529, 200
396, 700	438, 200		
397, 400	438, 600		
398, 100	439, 300		
398, 700	439, 800		
399, 300	440, 200		
399, 800	440, 600		
400, 200	441, 000		
400, 600	441, 400		
400, 900	441, 800		
401, 200	442, 200		
401, 500	442, 500		
401, 800	442, 800		
402, 100	443, 200		
402, 400	443, 500		
402, 700	443, 800		
403, 000	444, 100		
403, 300			
403, 600			
403, 900			
404, 200			
404, 500			
404, 800			
405, 100			
405, 300			
405, 600			
405, 900			
406, 200			
406, 400			
406, 700			
407, 000			
407, 200			
407, 400			
407, 700			
408, 000			

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800	380,700	
95		294,400	342,300	381,100	
96		294,800	342,700	381,500	
97		295,000	342,800	381,800	
98		295,300	343,300	382,300	
99		295,700	343,700	382,700	
100		296,100	344,000	383,100	
101		296,300	344,300	383,400	
102		296,600	344,700	383,900	
103		297,000	345,100	384,300	
104		297,300	345,500	384,700	
105		297,500	346,000	385,000	
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			

408,200

408,400

408,700

409,000

409,200

409,400

	123		302,800			
	124		303,100			
	125		303,400			
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条

314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

及び附則第2項に規定する職員を除く。

## 別表第2 (第4条関係)

## 海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600

	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
再任 用職 員以 外の 職員	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
	70			368,600	421,200	448,800
	71			369,000	421,800	449,100
	72			369,300	422,400	449,300
73			369,800	422,900	449,500	
74			370,000	423,500	449,800	
75			370,500	424,000	450,100	
76			371,000	424,600	450,300	
77			371,400	425,100	450,500	
78			371,900	425,700	450,800	
79			372,400	426,400	451,100	

80			372,900	427,000	451,300
81			373,400	427,300	451,500
82			373,800	427,900	
83			374,300	428,600	
84			374,800	429,200	
85			375,200	429,600	
86			375,700	430,100	
87			376,100	430,800	
88			376,600	431,500	
89			377,100	431,700	
90			377,600	432,200	
91			378,100	432,900	
92			378,600	433,600	
93			378,900	433,800	
94			379,300	434,300	
95			379,800	435,000	
96			380,200	435,700	
97			380,700	435,900	
98			381,000		
99			381,500		
100			381,900		
101			382,500		
102			382,800		
103			383,300		
104			383,700		
105			384,300		
106			384,600		
107			385,100		
108			385,500		
109			386,100		
110			386,400		
111			386,900		
112			387,300		
113			387,900		
再任用職員	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第3 (第4条関係)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
再任	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
用職	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
員以	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
外の	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
職員	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800	439,100	
	75	262,600	318,900	388,400	439,600	
	76	263,700	320,000	389,100	440,100	
	77	264,800	321,100	389,800	440,600	
	78	266,000	322,100	390,400	441,200	
	79	267,300	323,000	391,000	441,700	

80	268,400	323,900	391,600	442,200
81	269,800	325,000	392,200	442,700
82	271,100	325,800	392,800	443,300
83	272,400	326,500	393,400	443,800
84	273,600	327,300	394,000	444,300
85	274,700	327,800	394,500	444,800
86	275,800	328,300	395,000	
87	277,100	328,800	395,500	
88	278,300	329,300	396,200	
89	279,300	329,600	396,600	
90	280,500	330,100	397,100	
91	281,600	330,600	397,600	
92	282,800	331,100	398,300	
93	283,800	331,400	398,700	
94	284,800	331,800	399,200	
95	285,800	332,300	399,700	
96	286,800	332,800	400,400	
97	287,300	333,300	400,800	
98	288,200	333,800	401,300	
99	288,900	334,300	401,800	
100	289,800	334,800	402,500	
101	290,700	335,300	402,900	
102	291,400	335,800		
103	292,100	336,300		
104	292,800	336,800		
105	293,500	337,300		
106	294,000	337,700		
107	294,500	338,200		
108	295,000	338,600		
109	295,200	339,100		
110	295,600	339,500		
111	295,900	340,000		
112	296,200	340,400		
113	296,500	340,900		
114	296,800	341,300		
115	297,100	341,800		
116	297,400	342,200		
117	297,700	342,700		
118	298,100	343,100		
119	298,400	343,500		
120	298,800	343,900		
121	299,100	344,300		

再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
	号 俸	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円		円		円		円	
	1	245,200		330,500		395,500		470,600	
	2	247,700		333,500		398,400		472,900	
	3	250,200		336,400		401,300		475,100	
	4	252,700		339,400		404,100		477,400	
	5	255,000		342,100		406,800		479,700	
	6	258,800		345,400		409,500		481,900	
	7	262,600		348,500		412,300		484,100	
	8	266,400		351,600		415,000		486,300	
	9	270,000		354,500		417,500		488,300	
	10	274,000		357,400		420,200		490,400	
	11	278,000		360,500		422,900		492,500	
	12	282,000		363,700		425,600		494,600	
	13	285,800		366,700		428,000		496,700	
	14	289,800		370,300		430,500		498,800	
	15	293,700		373,500		432,900		500,900	
	16	297,600		377,200		435,400		503,000	
	17	301,400		380,800		437,600		505,100	
	18	305,000		383,500		440,000		507,100	
	19	308,500		386,300		442,400		509,100	
	20	312,100		389,000		444,800		511,100	
	21	315,700		391,900		446,600		512,900	
	22	319,400		394,500		449,000		514,700	
	23	322,900		397,100		451,400		516,600	
	24	326,400		399,500		453,700		518,500	
	25	329,900		401,800		455,800		520,200	
	26	332,700		404,100		458,100		522,000	
	27	335,300		406,400		460,300		523,800	
	28	337,900		408,700		462,600		525,600	
	29	340,700		411,000		464,800		527,400	
	30	342,800		413,100		467,100		529,200	
	31	345,000		415,100		469,400		531,000	
	32	347,400		417,200		471,600		532,800	
	33	349,700		419,300		473,600		534,400	
	34	352,100		421,200		475,700		536,200	
	35	354,300		423,200		477,800		537,900	

	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
再任 用職 員以 外の 職員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600	
60	389,900	464,400	515,400	566,300	
61	390,600	465,200	516,300	567,200	
62	391,100	465,900	517,100	568,100	
63	391,500	466,600	518,000	569,000	
64	392,000	467,300	518,800	569,900	
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600		
67		469,400	521,300		
68		470,100	522,200		
69		470,500	523,100		
70		471,200	523,900		
71		471,900	524,800		
72		472,600	525,700		
73		473,000	526,500		
74		473,600	527,400		
75		474,300	528,300		
76		475,000	529,000		
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		

	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1	2	3	4
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900
	2	147,900	186,000	221,400	247,300
	3	149,300	187,600	223,000	248,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100
	6	153,700	192,300	227,600	252,300
	7	155,400	193,900	229,100	253,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600
	9	158,800	197,000	232,000	255,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900
	11	162,200	200,300	234,900	257,900
	12	164,000	202,000	236,100	258,900
	13	165,500	203,600	237,800	260,200
	14	167,400	205,200	239,200	261,700
	15	169,400	206,800	240,400	263,300
	16	171,300	208,400	241,800	264,800
	17	173,200	209,900	242,900	266,300
	18	175,100	211,500	244,100	268,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900
	20	178,800	214,900	246,500	271,700
	21	180,700	216,200	247,900	273,500
	22	182,200	217,700	248,900	275,300
	23	183,700	219,100	249,900	277,100
	24	185,200	220,600	251,000	278,800
	25	186,800	222,000	252,200	280,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400
	28	191,200	226,000	256,500	286,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200
	30	194,000	228,800	259,600	290,000
	31	195,300	230,300	261,300	291,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700
	33	198,000	233,000	264,400	295,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100
	35	200,800	235,300	267,900	298,900

5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
278,100	325,500	370,300	436,400
280,100	327,500	373,000	439,000
282,300	329,700	375,600	441,500
284,400	331,900	378,300	444,100
286,600	333,900	380,700	446,500
288,700	336,100	383,400	449,000
290,800	338,200	386,000	451,500
292,900	340,400	388,700	454,000
294,900	342,300	390,800	456,400
297,100	344,400	393,100	458,800
299,200	346,600	395,300	461,400
301,400	348,700	397,500	463,800
303,600	350,300	399,600	466,300
305,500	352,300	401,600	467,800
307,600	354,200	403,600	469,100
309,600	356,200	405,700	470,400
311,700	358,100	407,500	471,600
313,700	360,100	409,500	472,900
315,800	362,100	411,400	474,200
317,900	364,100	413,500	475,500
319,800	365,900	415,300	476,700
321,800	367,900	416,900	478,100
323,700	370,000	418,500	479,500
325,700	372,100	420,000	480,700
327,600	373,500	421,500	482,100
329,500	375,300	422,800	483,400
331,500	377,100	424,100	484,800
333,500	378,800	425,400	486,200
335,000	380,600	426,700	487,600
336,800	382,100	427,900	488,700
338,500	383,700	429,100	489,800
340,300	385,400	430,200	490,900
342,000	386,700	431,400	492,000
343,800	388,000	432,600	492,900
345,700	389,300	433,800	493,800

	36	202, 200	236, 600	269, 600	300, 700
	37	203, 300	238, 000	271, 100	302, 200
	38	204, 600	239, 300	272, 800	303, 900
	39	205, 900	240, 400	274, 500	305, 500
	40	207, 200	241, 700	276, 100	307, 100
	41	208, 400	243, 000	277, 800	308, 900
	42	209, 600	244, 200	279, 400	310, 600
	43	210, 800	245, 400	281, 100	312, 200
	44	212, 000	246, 500	282, 800	313, 900
	45	213, 200	247, 600	284, 300	315, 000
	46	214, 300	249, 000	286, 000	316, 400
	47	215, 300	250, 500	287, 700	317, 900
	48	216, 400	251, 900	289, 300	319, 500
	49	217, 400	253, 500	290, 700	320, 900
	50	218, 400	254, 900	292, 300	322, 200
	51	219, 300	256, 300	293, 700	323, 400
	52	220, 300	257, 600	295, 300	324, 700
	53	220, 900	258, 700	296, 700	325, 800
再任	54	221, 800	260, 100	298, 200	326, 800
用職	55	222, 500	261, 500	299, 600	327, 900
員以	56	223, 500	262, 800	301, 100	328, 900
外の	57	224, 200	263, 800	302, 300	329, 400
職員	58	225, 100	265, 100	303, 500	330, 300
	59	225, 800	266, 400	304, 700	331, 100
	60	226, 600	267, 700	306, 100	332, 000
	61	227, 500	268, 600	307, 400	332, 800
	62	228, 300	269, 800	308, 600	333, 100
	63	229, 200	271, 100	309, 900	333, 700
	64	230, 300	272, 400	311, 100	334, 400
	65	230, 900	273, 400	312, 500	335, 000
	66	231, 700	274, 500	313, 300	335, 700
	67	232, 500	275, 500	314, 100	336, 400
	68	233, 300	276, 600	314, 900	337, 100
	69	234, 000	277, 700	315, 500	337, 800
	70	234, 700	278, 700	316, 200	338, 300
	71	235, 400	279, 800	316, 900	338, 900
	72	236, 000	280, 900	317, 500	339, 500
	73	236, 700	281, 700	318, 200	339, 800
	74	237, 500	282, 400	318, 400	340, 400
	75	238, 300	282, 900	319, 000	340, 900
	76	239, 000	283, 700	319, 600	341, 500
	77	239, 600	284, 500	320, 200	342, 000
	78	240, 200	285, 100	320, 700	342, 500

347, 500	390, 500	435, 000	494, 700
349, 300	391, 600	436, 300	495, 700
351, 000	392, 800	437, 100	
352, 600	393, 900	437, 500	
354, 300	395, 000	438, 200	
355, 500	395, 800	438, 700	
356, 600	396, 600	439, 100	
357, 800	397, 400	439, 500	
359, 000	398, 200	439, 900	
360, 200	398, 600	440, 300	
361, 000	399, 200	440, 700	
362, 200	399, 700	441, 100	
363, 300	400, 100	441, 400	
364, 300	400, 500	441, 700	
365, 300	400, 800	442, 100	
366, 300	401, 100	442, 400	
367, 300	401, 400	442, 700	
368, 100	401, 700	443, 000	
368, 900	402, 000		
369, 800	402, 300		
370, 700	402, 600		
371, 200	402, 900		
372, 000	403, 200		
372, 800	403, 500		
373, 600	403, 900		
374, 000	404, 100		
374, 700	404, 400		
375, 400	404, 700		
376, 100	405, 000		
376, 500	405, 200		
377, 100	405, 500		
377, 800	405, 800		
378, 400	406, 100		
378, 800	406, 300		
379, 300			
379, 800			
380, 300			
380, 900			
381, 400			
382, 000			
382, 600			
383, 100			
383, 600			

79	240,800	285,700	321,200	343,000
80	241,400	286,300	321,700	343,400
81	241,700	287,000	322,300	343,700
82	242,100	287,500	322,800	344,000
83	242,500	287,900	323,200	344,400
84	242,900	288,300	323,700	344,700
85	243,300	288,500	324,200	345,200
86		288,700	324,600	345,500
87		288,900	324,800	345,800
88		289,100	325,200	346,100
89		289,500	325,600	346,500
90		289,700	326,000	346,800
91		289,900	326,400	347,200
92		290,100	326,800	347,500
93		290,500	327,100	347,900
94		290,700	327,300	348,200
95		290,900	327,700	348,500
96		291,200	328,000	348,800
97		291,600	328,200	349,100
98		291,900	328,500	349,500
99		292,100	328,800	349,900
100		292,400	329,100	350,300
101		292,700	329,300	350,800
102		292,900	329,600	351,200
103		293,100	330,000	351,600
104		293,400	330,200	352,000
105		293,700	330,300	352,500
106			330,600	
107			331,000	
108			331,200	
109			331,400	
110			331,800	
111			332,200	
112			332,600	
113			332,800	
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師

384,100			
384,600			
384,900			
385,400			
385,800			
386,200			
386,600			
387,100			
387,500			
387,900			
388,300			
281,300	322,000	364,200	425,700

その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級	1	2	3	4
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900
	2	161,500	189,700	237,800	259,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800
	4	164,400	193,800	241,400	261,900
	5	165,900	195,900	242,800	262,700
	6	167,400	198,200	244,100	263,700
	7	168,900	200,500	245,300	264,500
	8	170,400	202,800	246,600	265,500
	9	171,700	205,200	247,700	266,600
	10	173,400	206,600	248,800	267,400
	11	175,000	208,000	249,700	268,500
	12	176,600	209,400	250,600	269,700
	13	178,100	210,800	251,900	271,000
	14	180,100	212,300	253,000	272,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500
	16	184,100	215,000	254,800	275,000
	17	186,300	216,400	255,600	276,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700
	19	190,500	219,400	257,500	278,900
	20	192,600	220,900	258,400	280,300
	21	194,700	222,300	259,300	281,900
	22	196,900	224,000	260,300	283,500
	23	199,100	225,700	261,200	285,000
	24	201,300	227,400	262,200	286,400
	25	203,300	228,800	263,400	287,700
	26	204,600	230,500	264,700	289,500
	27	205,900	232,200	265,900	291,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000
	29	208,400	235,500	268,400	294,600
	30	209,600	236,900	269,900	296,200
	31	210,900	238,200	271,500	297,800
	32	212,100	239,300	272,900	299,500
	33	213,400	240,600	274,500	300,900
	34	214,700	241,700	276,000	302,400
	35	216,000	242,600	277,300	304,000

5 級	6 級	7 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
284,100	328,800	373,300
285,900	330,900	375,900
287,700	333,000	378,600
289,600	335,200	381,200
291,400	337,300	383,400
293,200	339,400	385,800
295,100	341,600	388,100
296,900	343,700	390,400
298,800	345,300	392,400
300,700	347,300	394,500
302,500	349,200	396,700
304,400	351,200	399,000
306,100	353,200	400,900
307,700	355,300	402,900
309,500	357,400	405,100
311,300	359,400	407,300
313,100	361,400	409,300
314,700	363,400	411,500
316,400	365,500	413,700
318,100	367,600	415,800
319,600	369,300	417,700
321,100	371,400	419,600
322,700	373,500	421,400
324,200	375,500	423,300
325,800	377,500	425,000
327,200	379,100	426,600
328,700	381,000	428,300
330,300	382,900	429,900
331,600	384,700	431,200
333,100	386,400	432,500
334,500	388,300	434,100
336,000	390,100	435,600
337,600	391,800	437,300
339,100	393,500	438,900
340,700	395,300	440,300

36	217,300	243,700	278,600	305,600
37	218,700	244,800	280,200	307,100
38	220,100	245,900	281,600	308,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200
42	225,200	249,500	287,600	314,600
43	226,600	250,400	289,100	316,000
44	228,000	251,300	290,700	317,500
45	229,200	252,100	292,000	318,500
46	230,600	253,100	293,400	319,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800
49	234,300	256,000	297,700	323,900
50	235,400	257,200	299,000	325,300
51	236,400	258,400	300,300	326,600
52	237,500	259,600	301,700	327,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300
54	239,700	262,200	304,500	330,700
55	240,700	263,600	305,900	332,100
56	241,700	265,000	307,300	333,400
57	242,600	266,600	308,300	334,300
58	243,600	268,200	309,500	335,600
59	244,300	269,700	310,700	336,800
60	245,300	271,200	312,100	338,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200
62	247,200	274,100	314,500	340,100
63	248,000	275,600	315,800	341,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600
65	249,900	278,500	318,300	343,700
66	250,900	280,000	319,600	344,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100
68	252,900	283,000	322,200	347,200
69	253,700	284,100	322,900	348,200
70	254,800	285,600	324,000	349,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300
72	257,100	288,500	326,000	351,400
73	258,500	289,700	327,300	352,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300
75	261,100	292,400	329,100	354,400
76	262,300	293,700	330,300	355,500
77	263,300	295,200	331,400	356,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000

342, 200	397, 000	441, 700
343, 900	398, 600	442, 800
345, 500	400, 300	444, 100
347, 000	402, 100	445, 400
348, 600	403, 900	446, 800
349, 800	405, 400	447, 800
351, 300	406, 900	448, 500
352, 800	408, 400	449, 300
354, 200	409, 700	449, 900
355, 800	410, 800	450, 800
356, 800	411, 900	451, 500
358, 300	413, 000	452, 300
359, 600	414, 200	453, 100
361, 000	415, 500	453, 800
362, 400	416, 600	454, 500
363, 700	417, 800	455, 200
365, 100	418, 900	456, 000
366, 600	420, 100	456, 800
367, 800	421, 100	457, 600
368, 900	422, 200	458, 300
370, 100	423, 300	459, 000
371, 200	424, 400	459, 800
372, 100	424, 900	
373, 100	425, 500	
374, 100	425, 900	
374, 700	426, 500	
375, 500	427, 000	
376, 300	427, 400	
377, 100	427, 900	
377, 800	428, 500	
378, 500	428, 900	
379, 300	429, 200	
380, 000	429, 500	
380, 600	429, 900	
381, 200	430, 300	
381, 900	430, 600	
382, 500	430, 900	
383, 200	431, 300	
383, 700	431, 700	
384, 300	432, 000	
384, 800	432, 300	
385, 200	432, 700	
385, 800	433, 100	

再任 用職 員以 外の 職員	79	265,700	297,700	333,700	357,800
	80	266,900	299,000	334,900	358,500
	81	268,000	299,700	336,000	359,100
	82	269,000	300,900	337,100	359,600
	83	270,100	302,000	338,100	360,200
	84	271,200	303,200	339,200	360,700
	85	272,000	304,300	340,100	361,300
	86	272,900	305,500	341,100	361,800
	87	274,000	306,700	342,000	362,400
	88	275,100	307,800	343,000	362,900
	89	276,100	309,100	344,000	363,300
	90	277,000	310,300	344,800	363,700
	91	277,900	311,500	345,600	364,300
	92	278,900	312,700	346,400	364,800
	93	279,900	313,500	347,000	365,100
	94	280,900	314,200	347,600	365,600
	95	281,800	314,900	348,300	366,000
	96	282,800	315,500	348,900	366,300
	97	283,600	316,200	349,300	366,900
	98	284,400	316,500	349,700	367,400
	99	285,000	317,100	350,200	367,900
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		

386,300	433,400
386,600	433,700
386,900	434,100
387,400	
387,800	
388,100	
388,400	
388,900	
389,400	
389,800	
390,100	
390,500	
391,000	
391,400	
391,800	

122	295,600	326,400	360,500
123	295,900	326,700	361,000
124	296,300	327,000	361,500
125	296,500	327,200	361,800
126	296,700	327,500	
127	297,000	327,900	
128	297,400	328,100	
129	297,600	328,200	
130	297,900	328,500	
131	298,300	328,900	
132	298,700	329,100	
133	298,900	329,400	
134	299,200	329,800	
135	299,600	330,200	
136	299,900	330,600	
137	300,100	330,900	
138	300,400	331,300	
139	300,800	331,700	
140	301,100	332,100	
141	301,300	332,400	
142	301,700	332,800	
143	302,100	333,100	
144	302,400	333,500	
145	302,500	333,800	
146	302,800	334,200	
147	303,100	334,600	
148	303,500	335,000	
149	303,700	335,300	
150	303,900	335,700	
151	304,200	336,100	
152	304,500	336,500	
153	304,900	336,800	
154	305,100		
155	305,300		
156	305,600		
157	305,900		
158	306,200		
159	306,500		
160	306,800		
161	307,200		
162	307,500		
163	307,800		
164	308,100		

--	--	--	--

	165	308,500			
	166	308,800			
	167	309,100			
	168	309,400			
	169	309,800			
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師する。

288,300	325,400	369,800

師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」並びに第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段を次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「393,000」を「394,000」に、「453,000」を「454,000」に改め、同条第2項の表中「327,000」を「328,000」に、「363,000」を「364,000」に、「391,000」を「392,000」に改める。

第6条第2項中「」とあるのは「管理職員又は」を「が」とあるのは「管理職員又は」に、「いう。）」を「いう。）が」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第9条第2項中「第17条の3第1項、第19条第2項及び」を「第17条の3第1項及び第2項、第19条第2項並びに」に、「」とあるのは「管理職員又は」を「が」とあるのは「管理職員又は」に、「第20条の4第1項に」を「次項及

び第20条の4第1項に」に、「いう。）」を「いう。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改め、同条第3項中「第17条の2第1項、」を「第17条の2第1項及び第2項、」に、「及び」を「並びに」に、「」とあるのは「管理職員又は」を「が」とあるのは「管理職員又は」に改め、「職員（」の次に「次項及び」を加え、「いう。）」を「いう。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改め、同条第4項中「第19条の3第1項、第20条及び」を「第19条の3第1項及び第2項、第20条並びに」に、「」とあるのは「管理職員又は」を「が」とあるのは「管理職員又は」に改め、「職員（」の次に「次項及び」を加え、「いう。）」を「いう。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(次項及び次条において「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条第3項において「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、前項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については、9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)」とあるのは
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がた場合を除く。)
- (3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母
- (4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母ある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。))等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。))扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第3項中「場合又は」と

」

あるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月7日付け勧告に鑑み、北海道職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 17 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（第7項において「扶養親族である配偶者」という。）については1万3,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族である子」という。）については1人につき6,900円（学校職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第5項及び第7項において「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（学校職員に配偶者及び扶養親族である子がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）とする。

第10条第4項中「以下」の次に「この項及び第7項において」を加え、同条第5項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第2号中「第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族である子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に改め、同条第6項中「扶養親族がない学校職員に前項第1号」を「学校職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその学校職員に同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第7項後段を次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている学校職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族で

ある子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない学校職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第19条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第31項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900

## 給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
361,000	409,800	449,400	509,300	
363,000	411,600	450,800	510,800	
364,900	413,500	452,300	512,300	
366,900	415,300	453,700	513,400	
368,800	416,800	455,000	514,500	
370,800	418,300	456,300	515,700	
372,800	419,900	457,500	516,900	
374,300	421,500	458,500	517,900	
376,100	422,800	459,200	518,800	
377,900	424,100	460,000	519,700	
379,500	425,300	460,700	520,600	
381,300	426,500	461,400	521,400	
382,700	427,800	462,200	522,300	
384,200	429,100	462,900	523,000	
385,800	430,300	463,500	523,500	

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500
再任	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100
用職	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800
員以	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200
外の	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900
学校	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500
職員	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700

387, 200	431, 500	464, 000	524, 200
388, 400	432, 300	464, 600	524, 800
389, 600	433, 100	465, 200	525, 600
390, 700	433, 900	465, 800	526, 200
391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
393, 000	435, 200	466, 800	527, 300
394, 200	435, 900	467, 200	528, 100
395, 300	436, 600	467, 500	528, 700
396, 000	437, 400	467, 800	529, 200
396, 700	438, 200		
397, 400	438, 600		
398, 100	439, 300		
398, 700	439, 800		
399, 300	440, 200		
399, 800	440, 600		
400, 200	441, 000		
400, 600	441, 400		
400, 900	441, 800		
401, 200	442, 200		
401, 500	442, 500		
401, 800	442, 800		
402, 100	443, 200		
402, 400	443, 500		
402, 700	443, 800		
403, 000	444, 100		
403, 300			
403, 600			
403, 900			
404, 200			
404, 500			
404, 800			
405, 100			
405, 300			
405, 600			
405, 900			
406, 200			
406, 400			
406, 700			
407, 000			
407, 200			
407, 400			
407, 700			
408, 000			

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800	380,700	
95		294,400	342,300	381,100	
96		294,800	342,700	381,500	
97		295,000	342,800	381,800	
98		295,300	343,300	382,300	
99		295,700	343,700	382,700	
100		296,100	344,000	383,100	
101		296,300	344,300	383,400	
102		296,600	344,700	383,900	
103		297,000	345,100	384,300	
104		297,300	345,500	384,700	
105		297,500	346,000	385,000	
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			

408,200

408,400

408,700

409,000

409,200

409,400

	123		302,800			
	124		303,100			
	125		303,400			
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第

314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

22条及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200

	36	221, 000	275, 200	340, 500	396, 800	471, 900
	37	222, 600	277, 500	342, 600	398, 000	472, 500
	38	224, 400	279, 500	344, 700	399, 500	473, 200
	39	226, 200	281, 400	346, 900	400, 900	473, 900
	40	228, 000	283, 400	349, 000	402, 300	474, 600
	41	229, 700	285, 200	351, 100	404, 000	475, 200
	42	231, 400	287, 600	353, 200	405, 400	475, 900
	43	233, 000	289, 900	355, 200	406, 700	476, 600
	44	234, 600	292, 400	357, 300	408, 200	477, 300
	45	236, 200	294, 500	359, 200	409, 800	477, 900
	46	237, 600	297, 000	361, 200	411, 100	478, 600
	47	238, 900	299, 300	363, 200	412, 600	479, 300
	48	240, 100	302, 000	365, 200	414, 200	480, 000
	49	241, 600	304, 400	366, 900	415, 900	480, 600
	50	243, 100	306, 800	368, 700	417, 300	
	51	244, 300	309, 300	370, 600	418, 900	
	52	245, 800	311, 600	372, 600	420, 400	
	53	247, 000	313, 900	374, 500	422, 100	
	54	248, 200	316, 100	376, 300	423, 600	
	55	249, 600	318, 200	378, 100	425, 200	
	56	250, 700	320, 400	379, 800	426, 800	
	57	252, 000	322, 600	381, 300	428, 300	
	58	253, 100	324, 700	382, 900	429, 800	
	59	254, 200	326, 900	384, 600	431, 000	
	60	255, 400	328, 900	386, 300	432, 200	
	61	256, 700	331, 000	387, 500	433, 400	
	62	258, 000	333, 100	388, 900	434, 700	
	63	259, 400	335, 300	390, 300	436, 000	
	64	260, 600	337, 500	391, 600	437, 200	
	65	261, 900	339, 400	393, 000	438, 400	
	66	263, 400	341, 600	394, 200	439, 600	
	67	264, 900	343, 700	395, 600	440, 800	
	68	266, 600	345, 900	397, 000	442, 000	
	69	268, 100	347, 800	398, 300	443, 200	
	70	269, 500	349, 700	399, 600	444, 400	
	71	270, 900	351, 800	401, 000	445, 600	
	72	272, 300	353, 800	402, 300	446, 800	
再任	73	273, 400	355, 500	403, 600	447, 900	
用職	74	274, 800	357, 400	405, 000	448, 500	
員以	75	276, 200	359, 200	406, 400	449, 000	
外の	76	277, 400	361, 100	407, 700	449, 500	
	77	278, 800	363, 000	408, 900	450, 000	
	78	280, 000	364, 700	410, 100	450, 600	

学校	79	281, 200	366, 400	411, 400	451, 100	
	80	282, 400	368, 000	412, 800	451, 600	
	職員	81	283, 500	369, 500	414, 100	452, 100
		82	284, 700	371, 000	415, 300	452, 700
		83	285, 900	372, 500	416, 300	453, 200
		84	287, 100	373, 900	417, 500	453, 700
		85	288, 300	375, 000	418, 700	454, 200
		86	289, 400	376, 400	419, 900	454, 800
		87	290, 500	377, 800	421, 100	455, 300
		88	291, 700	379, 100	422, 100	455, 800
		89	292, 900	380, 400	423, 200	456, 300
		90	294, 000	381, 700	424, 200	
		91	295, 200	382, 900	425, 200	
		92	296, 400	384, 200	426, 200	
		93	297, 100	385, 500	427, 100	
		94	298, 100	386, 600	427, 900	
		95	299, 200	387, 900	428, 700	
		96	300, 400	389, 100	429, 500	
		97	301, 400	390, 500	430, 300	
		98	302, 500	391, 500	430, 700	
		99	303, 500	392, 600	431, 100	
100	304, 600	393, 600	431, 500			
101	305, 500	394, 500	431, 900			
102	306, 600	395, 500	432, 200			
103	307, 700	396, 600	432, 500			
104	308, 700	397, 700	432, 800			
105	309, 300	398, 400	433, 100			
106	310, 200	399, 300	433, 400			
107	311, 000	400, 200	433, 700			
108	311, 800	401, 100	433, 900			
109	312, 700	401, 900	434, 100			
110	313, 100	402, 800	434, 400			
111	313, 500	403, 600	434, 700			
112	314, 000	404, 400	434, 900			
113	314, 600	405, 000	435, 100			
114	315, 000	405, 700	435, 400			
115	315, 500	406, 400	435, 700			
116	316, 000	407, 100	435, 900			
117	316, 600	407, 700	436, 100			
118	317, 100	408, 200				
119	317, 500	408, 600				
120	318, 000	409, 000				
121	318, 500	409, 400				

122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400

	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
再任	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
用職	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
員以	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
	78	278,000	341,200	398,600	416,600	

外の 学校 職員	79	279, 200	343, 100	399, 600	417, 000
	80	280, 400	344, 900	400, 600	417, 400
	81	281, 600	346, 700	401, 400	417, 700
	82	282, 500	348, 500	402, 200	418, 100
	83	283, 700	350, 100	402, 900	418, 500
	84	284, 900	351, 900	403, 700	418, 800
	85	285, 900	353, 200	404, 400	419, 100
	86	286, 800	354, 800	405, 200	419, 500
	87	287, 700	356, 300	405, 900	419, 900
	88	288, 700	357, 800	406, 600	420, 200
	89	289, 800	359, 200	407, 200	420, 500
	90	290, 700	360, 500	407, 900	420, 800
	91	291, 600	361, 900	408, 400	421, 100
	92	292, 500	363, 300	409, 100	421, 300
	93	292, 900	364, 800	409, 500	421, 500
	94	293, 600	366, 100	409, 900	421, 800
	95	294, 300	367, 400	410, 200	422, 100
	96	295, 100	368, 600	410, 500	422, 300
	97	295, 900	369, 600	410, 800	422, 500
	98	296, 700	370, 600	411, 100	422, 800
	99	297, 500	371, 600	411, 400	423, 100
100	298, 200	372, 600	411, 600	423, 300	
101	299, 100	373, 500	411, 800	423, 500	
102	299, 600	374, 500	412, 100	423, 800	
103	300, 100	375, 500	412, 400	424, 100	
104	300, 600	376, 500	412, 600	424, 300	
105	300, 800	377, 300	412, 800	424, 500	
106	301, 200	378, 200	413, 100		
107	301, 500	379, 100	413, 400		
108	301, 700	380, 100	413, 600		
109	301, 900	380, 900	413, 800		
110	302, 100	381, 900	414, 100		
111	302, 400	382, 900	414, 400		
112	302, 700	383, 900	414, 600		
113	302, 900	384, 500	414, 800		
114	303, 100	385, 400	415, 100		
115	303, 300	386, 300	415, 400		
116	303, 600	387, 200	415, 600		
117	303, 900	388, 000	415, 800		
118	304, 200	388, 700			
119	304, 500	389, 500			
120	304, 800	390, 300			
121	304, 900	390, 900			

122	305, 100	391, 700			
123	305, 400	392, 400			
124	305, 700	393, 100			
125	305, 900	393, 700			
126		394, 400			
127		394, 900			
128		395, 500			
129		396, 200			
130		396, 800			
131		397, 300			
132		397, 800			
133		398, 100			
134		398, 400			
135		398, 700			
136		399, 000			
137		399, 300			
138		399, 600			
139		399, 900			
140		400, 200			
141		400, 500			
142		400, 800			
143		401, 100			
144		401, 400			
145		401, 600			
146		401, 900			
147		402, 200			
148		402, 400			
149		402, 600			
150		402, 900			
151		403, 200			
152		403, 400			
153		403, 600			
154		403, 900			
155		404, 200			
156		404, 400			
157		404, 600			
再任用職員	224, 400	270, 300	297, 300	323, 600	404, 400

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項、第5項第2号及び第7項において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条第5項中「(新たに学校職員となった者に扶養親族がある場合又は学校職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」並びに第3号及び第4号を削り、同条第7項中「、扶養手当を受けている学校職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段を次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている学校職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第10条の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項、第5項第2号及び第7項において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（第7項

において「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、前項第2号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(学校職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(第5項及び第7項において「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(学校職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については、9,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに学校職員となった者に扶養親族がある場合又は学校職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

「(2) 扶養親族  
養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族  
(4) 扶養親族  
としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は第2項第3  
である子又は扶養親族である父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員と  
である子又は扶養親族である父母等がある学校職員が配偶者を有するに至った  
号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31  
なった場合(前号に該当する場合を除く。))

場合(第1号に該当する場合を除く。))

日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。))

と、同

」

条第7項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「同号」とあるのは「第5条第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定によ

る届出に係るものがある学校職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない学校職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月7日付け勧告に鑑み、北海道学校職員の給料月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 18 号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

## 教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900

	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
再任	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
用職	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
員以	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
外の	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
	79	279,200	343,100	399,600	417,000	

学校 職員	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200
	89	289,800	359,200	407,200	420,500
	90	290,700	360,500	407,900	420,800
	91	291,600	361,900	408,400	421,100
	92	292,500	363,300	409,100	421,300
	93	292,900	364,800	409,500	421,500
	94	293,600	366,100	409,900	421,800
	95	294,300	367,400	410,200	422,100
	96	295,100	368,600	410,500	422,300
	97	295,900	369,600	410,800	422,500
	98	296,700	370,600	411,100	422,800
	99	297,500	371,600	411,400	423,100
	100	298,200	372,600	411,600	423,300
	101	299,100	373,500	411,800	423,500
	102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100	
104	300,600	376,500	412,600	424,300	
105	300,800	377,300	412,800	424,500	
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900	414,100		
111	302,400	382,900	414,400		
112	302,700	383,900	414,600		
113	302,900	384,500	414,800		
114	303,100	385,400	415,100		
115	303,300	386,300	415,400		
116	303,600	387,200	415,600		
117	303,900	388,000	415,800		
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			

123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
150		402,900			
151		403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			
再任用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第 号）附則第3項から第5項までの規定を準用する。

## 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月7日付け勧告に鑑み、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給料月額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 19 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族である配偶者」という。）については1万3,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき6,900円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万1,000円）とする。第11条第4項中「以下」の次に「この項及び次条第3項において」を加える。

第12条第1項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族である子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養

親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第22条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第32項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 公安職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500

## 給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
317,300	345,900	380,700	422,000
319,500	348,100	382,900	423,800
321,800	350,400	385,000	425,700
323,900	352,600	387,100	427,600
326,200	354,600	388,900	429,000
328,400	356,700	390,900	430,700
330,700	358,900	392,700	432,300
332,900	361,100	394,500	433,800
334,800	363,000	396,300	435,400
337,100	365,200	398,300	437,100
339,300	367,300	400,300	438,700
341,600	369,500	402,400	440,300
343,600	371,500	404,100	441,400
345,700	373,600	406,200	443,000
347,900	375,800	408,200	444,800
350,000	377,900	410,300	446,600
352,200	379,600	412,000	448,200
354,200	381,600	413,700	450,000
356,300	383,500	415,400	451,800
358,400	385,500	417,000	453,500
360,300	387,300	418,700	455,100
362,300	389,400	420,300	456,800
364,300	391,500	421,700	458,400
366,400	393,500	423,200	460,200
368,200	395,200	424,500	461,700
370,200	397,200	425,900	463,100
372,200	399,300	427,400	464,600
374,200	401,400	429,000	465,900
376,100	402,900	430,300	467,100
378,200	404,700	432,000	467,800
380,300	406,400	433,700	468,500
382,300	408,100	435,300	469,200
384,200	409,800	436,700	469,700
386,300	411,300	438,400	470,500
388,400	412,900	440,100	471,200
390,300	414,400	441,700	471,800

	37	232, 200	247, 400	263, 500	304, 800	365, 400
	38	234, 000	248, 700	264, 700	306, 700	367, 500
	39	235, 800	249, 900	265, 700	308, 600	369, 500
	40	237, 600	251, 100	266, 700	310, 300	371, 500
	41	239, 000	252, 300	267, 900	312, 200	373, 500
	42	240, 400	253, 500	269, 300	314, 000	375, 600
	43	241, 700	254, 600	270, 600	315, 900	377, 700
	44	242, 900	255, 700	271, 800	317, 800	379, 700
	45	244, 200	256, 600	272, 900	319, 500	381, 400
	46	245, 300	257, 700	274, 400	321, 400	383, 100
	47	246, 300	258, 800	275, 900	323, 300	384, 700
	48	247, 200	260, 000	277, 500	325, 100	386, 400
	49	248, 100	260, 900	279, 300	326, 700	387, 800
	50	249, 200	262, 100	281, 000	328, 300	388, 800
	51	250, 400	263, 100	282, 700	329, 800	389, 800
	52	251, 500	264, 200	284, 200	331, 500	390, 800
	53	252, 300	265, 400	285, 700	333, 100	392, 100
	54	253, 500	266, 400	287, 500	334, 800	393, 200
	55	254, 400	267, 800	289, 200	336, 600	394, 300
	56	255, 600	269, 000	290, 900	338, 400	395, 500
	57	256, 600	270, 000	292, 500	339, 500	396, 800
	58	257, 600	271, 600	294, 200	341, 200	397, 600
	59	258, 400	273, 000	296, 000	342, 800	398, 400
	60	259, 400	274, 600	297, 800	344, 400	399, 100
	61	260, 500	276, 200	299, 200	346, 000	399, 600
	62	261, 500	277, 800	301, 000	347, 700	400, 300
	63	262, 600	279, 400	302, 800	349, 400	401, 000
	64	263, 500	280, 900	304, 500	351, 100	401, 700
	65	264, 600	282, 400	306, 000	352, 700	402, 000
	66	265, 800	283, 800	307, 700	354, 300	402, 700
	67	267, 000	285, 300	309, 200	355, 900	403, 400
	68	268, 300	286, 700	310, 900	357, 500	404, 000
	69	269, 500	288, 300	312, 400	358, 700	404, 400
再任	70	270, 900	289, 800	313, 800	360, 100	404, 900
用職	71	272, 300	291, 400	315, 300	361, 400	405, 500
員以	72	273, 600	293, 000	316, 800	362, 800	406, 000
外の	73	274, 900	294, 200	317, 700	364, 000	406, 500
職員	74	276, 300	295, 600	319, 300	365, 200	406, 900
	75	277, 700	297, 100	320, 800	366, 500	407, 400
	76	278, 900	298, 600	322, 500	367, 800	407, 900
	77	280, 100	299, 700	324, 300	369, 100	408, 400
	78	281, 300	301, 200	326, 000	370, 300	408, 900
	79	282, 500	302, 500	327, 600	371, 500	409, 500

392, 000	415, 700	443, 100	472, 100
393, 500	417, 200	443, 800	472, 700
394, 800	418, 700	444, 500	473, 200
396, 200	420, 200	445, 200	473, 700
397, 400	421, 700	445, 600	474, 200
398, 500	423, 000	446, 200	474, 600
399, 500	424, 300	446, 900	475, 000
400, 500	425, 500	447, 500	475, 400
401, 700	426, 500	448, 300	475, 700
402, 900	427, 200	449, 000	
404, 000	428, 000	449, 500	
405, 200	428, 800	450, 000	
406, 500	429, 300	450, 500	
407, 300	429, 700	450, 800	
408, 100	430, 100	451, 100	
408, 800	430, 400	451, 500	
409, 300	430, 700	451, 900	
410, 000	431, 100	452, 100	
410, 700	431, 400	452, 400	
411, 300	431, 700	452, 600	
412, 000	432, 000	453, 000	
412, 400	432, 300	453, 200	
413, 000	432, 600	453, 400	
413, 600	432, 900	453, 600	
414, 000	433, 200	454, 000	
414, 600	433, 500	454, 200	
415, 100	433, 800	454, 400	
415, 600	434, 100	454, 600	
416, 100	434, 400	455, 000	
416, 700	434, 700	455, 200	
417, 100	435, 000	455, 400	
417, 600	435, 300	455, 600	
418, 000	435, 500	456, 000	
418, 300	435, 800		
418, 600	436, 100		
418, 900	436, 400		
419, 200	436, 600		
419, 500	436, 900		
419, 800	437, 200		
420, 100	437, 500		
420, 300	437, 700		
420, 600	438, 000		
420, 900	438, 300		

80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400
98	304,500	328,600	355,300	385,300	
99	305,700	329,900	356,400	385,900	
100	306,900	331,200	357,600	386,400	
101	308,100	332,600	358,700	386,800	
102	309,100	333,500	359,800	387,300	
103	310,200	334,600	360,900	387,900	
104	311,200	335,800	362,100	388,400	
105	312,000	336,900	363,300	388,700	
106	312,600	338,000	363,800	389,100	
107	313,200	339,000	364,400	389,600	
108	313,900	340,100	365,000	389,900	
109	314,400	341,300	365,600	390,200	
110	314,900	342,300	366,100	390,700	
111	315,400	343,300	366,600	391,200	
112	316,000	344,200	367,100	391,700	
113	316,800	345,100	367,500	392,000	
114	317,500	346,000	367,900	392,500	
115	318,200	347,000	368,500	393,000	
116	318,900	348,000	369,000	393,500	
117	319,500	349,000	369,400	393,800	
118	320,300	349,500	369,900	394,300	
119	321,000	350,100	370,500	394,800	
120	321,800	350,700	371,000	395,300	
121	322,400	351,000	371,100	395,700	
122	322,700	351,400	371,700	396,200	

421, 200	438, 600		
421, 400	438, 800		
421, 700	439, 100		
422, 000	439, 400		
422, 200	439, 700		
422, 400	439, 900		
422, 700			
423, 000			
423, 200			
423, 400			
423, 700			
424, 000			
424, 200			
424, 400			

123	323, 200	351, 900	372, 200	396, 600	
124	323, 700	352, 300	372, 600	397, 100	
125	324, 000	352, 700	373, 100	397, 500	
126		353, 100	373, 600		
127		353, 600	374, 100		
128		354, 000	374, 600		
129		354, 400	374, 900		
130		354, 800	375, 400		
131		355, 200	375, 900		
132		355, 600	376, 400		
133		355, 800	376, 700		
134		356, 300	377, 200		
135		356, 700	377, 600		
136		357, 000	378, 000		
137		357, 300	378, 300		
138		357, 700	378, 800		
139		358, 200	379, 300		
140		358, 700	379, 800		
141		359, 000	380, 100		
142		359, 500			
143		360, 000			
144		360, 500			
145		360, 800			
再任用職員	240, 700	252, 400	256, 500	287, 800	304, 300

備考 この表は、警察官に適用する。

318,400	342,000	377,100	408,700

別表第2 (第5条関係)

## 行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900

## 給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
361,000	409,800	449,400	509,300	
363,000	411,600	450,800	510,800	
364,900	413,500	452,300	512,300	
366,900	415,300	453,700	513,400	
368,800	416,800	455,000	514,500	
370,800	418,300	456,300	515,700	
372,800	419,900	457,500	516,900	
374,300	421,500	458,500	517,900	
376,100	422,800	459,200	518,800	
377,900	424,100	460,000	519,700	
379,500	425,300	460,700	520,600	
381,300	426,500	461,400	521,400	
382,700	427,800	462,200	522,300	
384,200	429,100	462,900	523,000	
385,800	430,300	463,500	523,500	

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100
再任	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800
用職	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200
員以	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900
外の	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500
職員	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700

387, 200	431, 500	464, 000	524, 200
388, 400	432, 300	464, 600	524, 800
389, 600	433, 100	465, 200	525, 600
390, 700	433, 900	465, 800	526, 200
391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
393, 000	435, 200	466, 800	527, 300
394, 200	435, 900	467, 200	528, 100
395, 300	436, 600	467, 500	528, 700
396, 000	437, 400	467, 800	529, 200
396, 700	438, 200		
397, 400	438, 600		
398, 100	439, 300		
398, 700	439, 800		
399, 300	440, 200		
399, 800	440, 600		
400, 200	441, 000		
400, 600	441, 400		
400, 900	441, 800		
401, 200	442, 200		
401, 500	442, 500		
401, 800	442, 800		
402, 100	443, 200		
402, 400	443, 500		
402, 700	443, 800		
403, 000	444, 100		
403, 300			
403, 600			
403, 900			
404, 200			
404, 500			
404, 800			
405, 100			
405, 300			
405, 600			
405, 900			
406, 200			
406, 400			
406, 700			
407, 000			
407, 200			
407, 400			
407, 700			
408, 000			

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800	380,700	
95		294,400	342,300	381,100	
96		294,800	342,700	381,500	
97		295,000	342,800	381,800	
98		295,300	343,300	382,300	
99		295,700	343,700	382,700	
100		296,100	344,000	383,100	
101		296,300	344,300	383,400	
102		296,600	344,700	383,900	
103		297,000	345,100	384,300	
104		297,300	345,500	384,700	
105		297,500	346,000	385,000	
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			

408,200

408,400

408,700

409,000

409,200

409,400

	123		302,800			
	124		303,100			
	125		303,400			
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条

314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

## 海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600

	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
再任	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
用職	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
員以	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
外の	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
職員	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
	70			368,600	421,200	448,800
	71			369,000	421,800	449,100
	72			369,300	422,400	449,300
	73			369,800	422,900	449,500
	74			370,000	423,500	449,800
	75			370,500	424,000	450,100
	76			371,000	424,600	450,300
	77			371,400	425,100	450,500
	78			371,900	425,700	450,800
	79			372,400	426,400	451,100

80			372,900	427,000	451,300
81			373,400	427,300	451,500
82			373,800	427,900	
83			374,300	428,600	
84			374,800	429,200	
85			375,200	429,600	
86			375,700	430,100	
87			376,100	430,800	
88			376,600	431,500	
89			377,100	431,700	
90			377,600	432,200	
91			378,100	432,900	
92			378,600	433,600	
93			378,900	433,800	
94			379,300	434,300	
95			379,800	435,000	
96			380,200	435,700	
97			380,700	435,900	
98			381,000		
99			381,500		
100			381,900		
101			382,500		
102			382,800		
103			383,300		
104			383,700		
105			384,300		
106			384,600		
107			385,100		
108			385,500		
109			386,100		
110			386,400		
111			386,900		
112			387,300		
113			387,900		
再任用職員	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4 (第5条関係)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
再任	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
用職	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
員以	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
外の	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
職員	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800	439,100	
	75	262,600	318,900	388,400	439,600	
	76	263,700	320,000	389,100	440,100	
	77	264,800	321,100	389,800	440,600	
	78	266,000	322,100	390,400	441,200	
	79	267,300	323,000	391,000	441,700	

80	268,400	323,900	391,600	442,200
81	269,800	325,000	392,200	442,700
82	271,100	325,800	392,800	443,300
83	272,400	326,500	393,400	443,800
84	273,600	327,300	394,000	444,300
85	274,700	327,800	394,500	444,800
86	275,800	328,300	395,000	
87	277,100	328,800	395,500	
88	278,300	329,300	396,200	
89	279,300	329,600	396,600	
90	280,500	330,100	397,100	
91	281,600	330,600	397,600	
92	282,800	331,100	398,300	
93	283,800	331,400	398,700	
94	284,800	331,800	399,200	
95	285,800	332,300	399,700	
96	286,800	332,800	400,400	
97	287,300	333,300	400,800	
98	288,200	333,800	401,300	
99	288,900	334,300	401,800	
100	289,800	334,800	402,500	
101	290,700	335,300	402,900	
102	291,400	335,800		
103	292,100	336,300		
104	292,800	336,800		
105	293,500	337,300		
106	294,000	337,700		
107	294,500	338,200		
108	295,000	338,600		
109	295,200	339,100		
110	295,600	339,500		
111	295,900	340,000		
112	296,200	340,400		
113	296,500	340,900		
114	296,800	341,300		
115	297,100	341,800		
116	297,400	342,200		
117	297,700	342,700		
118	298,100	343,100		
119	298,400	343,500		
120	298,800	343,900		
121	299,100	344,300		

再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第5条関係）

## 医療職

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900
	2	161,500	189,700	237,800	259,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800
	4	164,400	193,800	241,400	261,900
	5	165,900	195,900	242,800	262,700
	6	167,400	198,200	244,100	263,700
	7	168,900	200,500	245,300	264,500
	8	170,400	202,800	246,600	265,500
	9	171,700	205,200	247,700	266,600
	10	173,400	206,600	248,800	267,400
	11	175,000	208,000	249,700	268,500
	12	176,600	209,400	250,600	269,700
	13	178,100	210,800	251,900	271,000
	14	180,100	212,300	253,000	272,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500
	16	184,100	215,000	254,800	275,000
	17	186,300	216,400	255,600	276,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700
	19	190,500	219,400	257,500	278,900
	20	192,600	220,900	258,400	280,300
	21	194,700	222,300	259,300	281,900
	22	196,900	224,000	260,300	283,500
	23	199,100	225,700	261,200	285,000
	24	201,300	227,400	262,200	286,400
	25	203,300	228,800	263,400	287,700
	26	204,600	230,500	264,700	289,500
	27	205,900	232,200	265,900	291,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000
	29	208,400	235,500	268,400	294,600
	30	209,600	236,900	269,900	296,200
	31	210,900	238,200	271,500	297,800
	32	212,100	239,300	272,900	299,500
	33	213,400	240,600	274,500	300,900
	34	214,700	241,700	276,000	302,400
	35	216,000	242,600	277,300	304,000
	36	217,300	243,700	278,600	305,600

## 給 料 表

5 級	6 級	7 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
284,100	328,800	373,300
285,900	330,900	375,900
287,700	333,000	378,600
289,600	335,200	381,200
291,400	337,300	383,400
293,200	339,400	385,800
295,100	341,600	388,100
296,900	343,700	390,400
298,800	345,300	392,400
300,700	347,300	394,500
302,500	349,200	396,700
304,400	351,200	399,000
306,100	353,200	400,900
307,700	355,300	402,900
309,500	357,400	405,100
311,300	359,400	407,300
313,100	361,400	409,300
314,700	363,400	411,500
316,400	365,500	413,700
318,100	367,600	415,800
319,600	369,300	417,700
321,100	371,400	419,600
322,700	373,500	421,400
324,200	375,500	423,300
325,800	377,500	425,000
327,200	379,100	426,600
328,700	381,000	428,300
330,300	382,900	429,900
331,600	384,700	431,200
333,100	386,400	432,500
334,500	388,300	434,100
336,000	390,100	435,600
337,600	391,800	437,300
339,100	393,500	438,900
340,700	395,300	440,300
342,200	397,000	441,700

37	218,700	244,800	280,200	307,100
38	220,100	245,900	281,600	308,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200
42	225,200	249,500	287,600	314,600
43	226,600	250,400	289,100	316,000
44	228,000	251,300	290,700	317,500
45	229,200	252,100	292,000	318,500
46	230,600	253,100	293,400	319,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800
49	234,300	256,000	297,700	323,900
50	235,400	257,200	299,000	325,300
51	236,400	258,400	300,300	326,600
52	237,500	259,600	301,700	327,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300
54	239,700	262,200	304,500	330,700
55	240,700	263,600	305,900	332,100
56	241,700	265,000	307,300	333,400
57	242,600	266,600	308,300	334,300
58	243,600	268,200	309,500	335,600
59	244,300	269,700	310,700	336,800
60	245,300	271,200	312,100	338,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200
62	247,200	274,100	314,500	340,100
63	248,000	275,600	315,800	341,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600
65	249,900	278,500	318,300	343,700
66	250,900	280,000	319,600	344,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100
68	252,900	283,000	322,200	347,200
69	253,700	284,100	322,900	348,200
70	254,800	285,600	324,000	349,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300
72	257,100	288,500	326,000	351,400
73	258,500	289,700	327,300	352,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300
75	261,100	292,400	329,100	354,400
76	262,300	293,700	330,300	355,500
77	263,300	295,200	331,400	356,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000
79	265,700	297,700	333,700	357,800

343,900	398,600	442,800
345,500	400,300	444,100
347,000	402,100	445,400
348,600	403,900	446,800
349,800	405,400	447,800
351,300	406,900	448,500
352,800	408,400	449,300
354,200	409,700	449,900
355,800	410,800	450,800
356,800	411,900	451,500
358,300	413,000	452,300
359,600	414,200	453,100
361,000	415,500	453,800
362,400	416,600	454,500
363,700	417,800	455,200
365,100	418,900	456,000
366,600	420,100	456,800
367,800	421,100	457,600
368,900	422,200	458,300
370,100	423,300	459,000
371,200	424,400	459,800
372,100	424,900	
373,100	425,500	
374,100	425,900	
374,700	426,500	
375,500	427,000	
376,300	427,400	
377,100	427,900	
377,800	428,500	
378,500	428,900	
379,300	429,200	
380,000	429,500	
380,600	429,900	
381,200	430,300	
381,900	430,600	
382,500	430,900	
383,200	431,300	
383,700	431,700	
384,300	432,000	
384,800	432,300	
385,200	432,700	
385,800	433,100	
386,300	433,400	

再任 用職 員以 外の 職員	80	266,900	299,000	334,900	358,500
	81	268,000	299,700	336,000	359,100
	82	269,000	300,900	337,100	359,600
	83	270,100	302,000	338,100	360,200
	84	271,200	303,200	339,200	360,700
	85	272,000	304,300	340,100	361,300
	86	272,900	305,500	341,100	361,800
	87	274,000	306,700	342,000	362,400
	88	275,100	307,800	343,000	362,900
	89	276,100	309,100	344,000	363,300
	90	277,000	310,300	344,800	363,700
	91	277,900	311,500	345,600	364,300
	92	278,900	312,700	346,400	364,800
	93	279,900	313,500	347,000	365,100
	94	280,900	314,200	347,600	365,600
	95	281,800	314,900	348,300	366,000
	96	282,800	315,500	348,900	366,300
	97	283,600	316,200	349,300	366,900
	98	284,400	316,500	349,700	367,400
	99	285,000	317,100	350,200	367,900
	100	285,900	317,800	350,600	368,400
	101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		

386,600	433,700
386,900	434,100
387,400	
387,800	
388,100	
388,400	
388,900	
389,400	
389,800	
390,100	
390,500	
391,000	
391,400	
391,800	

123	295, 900	326, 700	361, 000
124	296, 300	327, 000	361, 500
125	296, 500	327, 200	361, 800
126	296, 700	327, 500	
127	297, 000	327, 900	
128	297, 400	328, 100	
129	297, 600	328, 200	
130	297, 900	328, 500	
131	298, 300	328, 900	
132	298, 700	329, 100	
133	298, 900	329, 400	
134	299, 200	329, 800	
135	299, 600	330, 200	
136	299, 900	330, 600	
137	300, 100	330, 900	
138	300, 400	331, 300	
139	300, 800	331, 700	
140	301, 100	332, 100	
141	301, 300	332, 400	
142	301, 700	332, 800	
143	302, 100	333, 100	
144	302, 400	333, 500	
145	302, 500	333, 800	
146	302, 800	334, 200	
147	303, 100	334, 600	
148	303, 500	335, 000	
149	303, 700	335, 300	
150	303, 900	335, 700	
151	304, 200	336, 100	
152	304, 500	336, 500	
153	304, 900	336, 800	
154	305, 100		
155	305, 300		
156	305, 600		
157	305, 900		
158	306, 200		
159	306, 500		
160	306, 800		
161	307, 200		
162	307, 500		
163	307, 800		
164	308, 100		
165	308, 500		

--	--	--	--

	166	308,800			
	167	309,100			
	168	309,400			
	169	309,800			
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定

288,300	325,400	369,800

めるものに適用する。

第2条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

第12条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」並びに第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段を次のように改める。

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項

において「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、前項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については、1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については、9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠

「(2) 扶養親族としての要件を欠くにくに至った場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族である子又は扶養親族で (4) 扶養親族である子又は扶養親族に至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号ある父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合ある父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、を除く。))  
を除く。))  
扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。))

と、同条第3項中「場合」

又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある

職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月7日付け勧告に鑑み、北海道地方警察職員の給料月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。